

エネルギー使用合理化事業者支援補助金  
(民間団体等分)

業 務 方 法 書

平成22年4月

## エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）業務方法書

### （目的）

第1条 この業務方法書は、経済産業大臣（以下「大臣」という。）が定めるエネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）交付要綱（平成22年3月31日付け平成22・03・18財資第7号。以下「要綱」という。）第21条により、一般社団法人 都市ガス振興センター（以下、「センター」という。）が、要綱に基づき行うエネルギー使用合理化事業者支援補助金（以下「補助金」という。）の交付の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### （適用）

第2条 センターが行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及びその他法令並びに要綱に定めるところによるほか、この業務方法書による。

### （補助事業及び要件）

第3条 センターは、燃焼設備である工業炉、ボイラ、乾燥炉、焼却炉、冷温水機、自家発設備等のエネルギー多消費型設備（以下「対象設備」という。）であって、次の要件に適合する設備を設置するエネルギー使用合理化事業者支援補助事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する事業を行う。（〔別表1〕参照）

- (1) 家庭用需要を除く全業種を対象とする。
- (2) 対象設備を更新または改造して天然ガスを主原料とするガスを使用すること。（〔別表1〕参照）
- (3) 対象設備が、エネルギー多消費型設備の基準に該当すること。  
なお、エネルギー多消費型設備の基準については、公募開始前に審査委員会で決定し、結果を公表する。
- (4) 対象設備が、更新または改造前より5%以上の省エネルギーが図られること、または高効率機器の基準に該当すること。  
なお、高効率機器の基準については、公募開始前に審査委員会で決定し、結果を公表する。（〔別表1〕参照）
- (5) 更新または改造によって25%以上の省CO2が図られること。（〔別表1〕参照）
- (6) 補助対象経費における、燃料消費量削減効果による投資回収が4年以上の事業であること。（〔別表1〕参照）
- (7) 更新または改造後の燃焼設備に燃料使用量を測定する専用の計測装置を取り付けること。

2 センターは、大臣からの補助金の交付を得て、エネルギー使用合理化事業者支援事業として、補助事業の普及及び広報を行う。

#### (補助金交付の対象)

第4条 センターは、補助事業に要する経費であって補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において当該補助事業を行おうとする者（以下「補助事業者」という。）に対し、当該補助対象経費の一部に充てるため補助金を交付する。ただし消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）は補助の対象外とする。

2 前項に定める補助対象経費の区分は、〔別表2〕のとおりとする。

#### (補助金の額)

第5条 センターが補助事業者に対して交付する補助金の額は〔別表3〕のとおりとする。

#### (審査委員会)

第6条 センターは、補助事業の要件を決定するため、学識経験者を含む関係分野の専門家で構成される審査委員会を設置する。

2 審査委員会は、申請の要件となるエネルギー多消費型設備の基準及び高効率設備の基準を決定する。

#### (補助事業者の募集及び申請方法)

第7条 センターは、毎年度、別に定める募集期間中に補助事業者を募集する。

2 前項の募集期間中に補助金申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、次の手続きを行うものとする。

(1) 申請者は、補助金交付申請書（様式第1）に当該補助事業が補助金交付の要件に適合することを証する以下の書類を添付してセンターに提出する。

(ア) 直近1カ年の燃料消費量実績

(イ) 更新・改造前後の機器仕様及び省エネルギー率算出根拠となる書類

(ウ) 更新・改造前後の設備に関わる範囲の配置図・システム図

(エ) 更新・改造前設備の設置状態を示す写真

(オ) 見積書の写し

(カ) 事業実施スケジュール

(キ) 中小企業基本法に定める中小企業であることを証明出来る書類（中小企業優遇を受けようとする場合）

(ク) 次世代エネルギー・社会システム実証（スマートコミュニティー関連事業）の採択事業である事を証明する書類。（スマートコミュニティー関連事業優遇を受けようとする場合）

(ケ) その他、センターが提出を求める書類

(2) リース、エネルギーサービス、賃貸借等の場合は、共同申請とすること。

(3) 申込みは、センターに送付、または持参することにより行い、送付の場合は消印日を受付日とし、持参の場合は持参日を受付日とする。

#### (交付決定等)

- 第8条 センターは、前条第2項の補助金交付申請書を受付けたときは、当該申請書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に交付決定通知書(様式第2)を送付するものとする。この場合において、センターは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき必要な条件を付することができるものとする。
- 2 前項において、予算枠を超えた際には、費用対効果の大小で交付先の決定を行うものとし、費用対効果の算定方式については、二酸化炭素排出削減量(▲t-CO<sub>2</sub>/年)当たりの交付補助金(千円/年) = 千円/▲t-CO<sub>2</sub> とする。なお、中小企業が実施する補助事業及び次世代エネルギー・社会システム実証(スマートコミュニティ関連事業)の採択事業については、採択において上記数式において算出した値に1/2を掛け優遇する。  
また、交付先の決定を行った後に、取り下げ等が発生した場合においては、繰り上げによる追加交付決定及び追加公募を実施出来るものとする。なお、その際の補助率は初回公募時と同率とする。
- 3 センターは、補助金の交付が適当でないときと認めるときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

#### (申請の取下げ)

- 第9条 前条第1項の規定による交付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請の取下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、交付申請取下げ届出書(様式第3)をセンターに提出しなければならない。

#### (計画変更等の承認等)

- 第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ計画変更等承認申請書(様式第4)をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし次に掲げる軽微な変更を除く。  
(ア) 補助目的の変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助事業の目的達成に資するものと考えられる場合  
(イ) 補助事業の目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。
- (2) 補助対象経費の区分毎に配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の範囲内で変更をする場合を除く。
- (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 センターは、前項に基づく補助事業計画変更等承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、計画変更等承認結果通知書(様式第5)を補助事業者に送付するものとする。

- 3 センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができるものとする。

#### (契約等)

第11条 第8条第1項の規定による交付決定の通知を受けた者は、補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をするときは、一般の競争に付きなければならない。ただし、補助事業の運用上、一般の競争に付することが困難若しくは不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

#### (債権譲渡の禁止)

第12条 補助事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をセンターの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 センターが第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がセンターに対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、センターは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がセンターに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) センターは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

- (3) センターは、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、センターが行う弁済の効力は、センターが支出の決定の通知を行っ

たときに生ずるものとする。

#### (事故の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、事故報告書(様式第6)をセンターに提出し、その指示に従わなければならない。

#### (実施状況の報告)

第14条 補助事業者は、センターが特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の実施状況について、指示する期日までに実施状況報告書(様式第7)をセンターに提出しなければならない。

#### (実績の報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属するセンターの会計年度の2月15日のいずれか早い日までに、次の手続きにより補助事業の実績報告を行う。

(1) 補助事業者は、補助事業実績報告書(様式第8)をセンターに提出しなければならない。

(2) 報告は、センターに送付、または持参することにより行い、送付の場合は消印日を受付日とし、持参の場合は持参日を受付日とする。

2 補助事業者は、やむを得ない理由で補助事業がセンターの会計年度内に終了しなかったときは、翌会計年度の4月10日までに補助事業年度末実績報告書(様式第9)をセンターに提出しなければならない。

3 第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめセンターの承認を受けなければならない。

#### (補助金の額の確定等)

第16条 センターは、前条第1項の補助事業実績報告を受領し、当該報告に係わる書類の審査及び必要に応じて実施する現地調査等により、その報告に係る補助事業の内容が、補助金の交付の決定内容(第10条第2項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、速やかに補助事業者に対して補助金支払確定通知書(様式第10)により通知するものとする。

2 前項の補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、第8条第1項の交付決定通知における対象経費の区分ごとの補助金交付予定額(変更された場合は、変更された額とする。)とのいずれか低い額の合計額とする。

3 センターは、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

4 前項による補助金の返還の期限は、当該請求のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、補助事業者は、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算し

た延滞金をセンターに納付しなければならない。

#### (補助金の支払)

第17条 センターは、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の精算払いを受けようとするときは、補助金精算払請求書(様式第11)をセンターに提出しなければならない。

#### (交付決定の取消し等)

第18条 センターは、第10条第1項第3号の規定による申請があった場合及び次の各号に該当すると認められる場合には、第8条第1項の規定による補助金交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

- (1) 補助事業者が法令、本業務方法書に基づくセンターの処分又は指示に違反した場合。
  - (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
  - (3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
  - (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 センターは、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
  - 3 センターは、前項の返還を請求するときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
  - 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第16条第4項の規定を準用する。

#### (取得財産等の管理等)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について取得財産等管理台帳(様式第12)を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、取得財産等明細表(様式第12)を第15条第1項に定める補助事業実績報告書に添付して提出するものとする。
- 3 センターは、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができるものとする。

#### (取得財産等の処分の制限等)

第20条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第13）をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

3 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

4 前項の納付については、第16条第4項の規定を準用する。

5 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより補助事業者が得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

#### (補助金の経理)

第21条 補助事業者は、補助金の経理について、補助金以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくなければならない。

#### (センターによる調査)

第22条 センターは、補助金等に係る予算の執行の適性を期するために必要があるときは、補助事業者等に対して調査等を行うことができる。

2 補助事業者は、センターが必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

3 第1項に規定する調査等は第17条に定める補助金の支払いの終了後であってもこれを適用できるものとする。

#### (雑則)

第23条 この業務方法書に定めるもののほか、この業務方法書の施行に関し必要な事項は別に定める。

#### 附則

1. この業務方法書は、大臣の承認を受けた日から施行し、平成22年4月1日から適用する。



[別表 1]

第 3 条第 1 項に定める要件に係る詳細は以下のとおりとする。

<p>エネルギー使用 合理化事業者支 援事業</p>	<p>1. 工場移転に伴う更新・改造は対象外とする。 2. 同一事業所内において、複数台設置されている同一または異種の設備を更新・改造する場合は、補助期間内での更新・改造を条件に 1 補助事業とする。</p>
<p>更新・改造後使 用燃料</p>	<p>1. 天然ガスを主原料とするガスについては、 (1) 天然ガス (2) 液化天然ガス (3) 天然ガスまたは液化天然ガスを主原料(組成比が一番高いものを「主」とする)とし、且つ、炭素換算係数が(天然ガス×1.10)未満のガスとする。 尚、天然ガスの炭素換算係数については、「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」に定める係数を用いる。</p>
<p>省エネルギー率</p>	<p>原油換算方式については、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則 第 3 条(換算の方式)」における方式を用いる。</p>
<p>省 CO2 率</p>	<p>CO<sub>2</sub> 排出量算出に用いる炭素換算係数は、「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」に定める係数を用いる。</p>
<p>投資回収年</p>	<p>補助対象経費/(原油換算燃料削減量×@燃料単価評価) 尚、燃料単価は 25,000 円/k1 とする。</p>

〔別表 2〕

第 4 条第 2 項に定める経費の区分は次のとおりとする。（ただし、本支管工事及び LNG 貯蔵・気化設備を除く。）

区 分	内 容
設 計 費	エネルギー使用合理化事業者支援補助事業の実施に必要な〔別表 2 別紙 1〕に記載の設備更新・改造の設計に要する経費。
既存設備撤去費	エネルギー使用合理化事業者支援補助事業の実施に必要な〔別表 2 別紙 1〕に記載の設備更新・改造の解体、運搬等に要する経費。
新規設備機器費 (含む計測装置)	エネルギー使用合理化事業者支援補助事業の実施に必要な〔別表 2 別紙 1〕に記載の設備更新・改造の購入等に要する経費。
新規設備設置工事費 (含む改造工事費)	エネルギー使用合理化事業者支援補助事業の実施に必要な〔別表 2 別紙 1〕に記載の設備更新に伴う運搬、据付、調整等に要する経費、及び設備改造に伴う運搬、据付、調整等に要する経費。
敷地内ガス管敷設費	エネルギー使用合理化事業者支援補助事業の実施に必要な〔別表 2 別紙 1〕に記載の敷地内ガス管の敷設に要する経費。

[別表2別紙1]

1. 設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費（含む計測装置）、新規設備設置工事費（含む改造工事費）の補助対象範囲

(1) 下記の設備に対する経費を対象とする。

- ① 工業炉（脱臭装置、廃液処理装置、加熱ヒーター、熱風発生装置等を含む）  
機器本体に加え、予熱帯等、その他必要と判断される設備
- ② ボイラ  
機器本体に加え、給水ポンプ、給水タンク、水処理装置、蒸気ヘッダ、ドレンタンク、太陽熱集熱器、その他必要と判断される設備
- ③ 冷温水機  
機器本体に加え、冷却塔、冷却水配管、冷却水ポンプ、水処理装置、冷温水タンク、太陽熱集熱器、その他必要と判断される設備  
（室内機等は対象外とする。）
- ④ GHP  
機器本体に加え、冷媒配管、室内機、その他必要と判断される設備
- ⑤ 自家発電設備  
機器本体に加え、冷却塔、冷却水配管、冷却水ポンプ、水処理装置、潤滑油配管、潤滑油ポンプ、防音壁、系統連系保護リレー、排熱ボイラ、排ガスダンパ、蒸気放散塔、蒸気放散用サイレンサ、その他必要と判断される設備  
（排熱ボイラの対象範囲は②に準ずるものとする。）

(2) ①～⑤に加え、下記⑥の設備に対する経費を対象とする。

- ⑥ 更新・改造前燃料配管、更新・改造前燃料貯蔵設備、脱硫装置、送風機、熱交換器、煙道、煙突、燃焼制御装置、安全装置、省エネを目的とした計測装置、ガスブースタまたはガスコンプレッサ、脱硝装置、集塵装置、基礎工事  
（設備建屋及び建屋に付随する設備等は対象外とする。）

(3) 蒸気・冷温水配管については、対象設備間をつなぐものは対象とし、対象設備と対象外設備をつなぐものは対象外とする。  
（配管に付随するポンプ等もこれに準ずるものとする。）

(4) 上記(1)～(3)の設備に対する経費は、本補助事業で専用使用する部分とし、補助事業外設備との共用部分がある場合には、原則定格流量比による按分相当額を対象とする。

## 2. 敷地内ガス管敷設費の補助対象範囲

- (1) ガス配管、ガス流量メータ、ガバナ、ストレーナ、緊急遮断弁、ガス漏れ警報器等必要と判断される設備に対する経費を対象とする。
- (2) 本補助事業で使用する専用配管に加え、補助事業外設備との共用配管がある場合には、原則定格流量比による按分相当額を対象とする。

## 3. 事業の種類毎の補助対象範囲

- (1) 別表2別紙2に記載の種類毎の補助対象範囲とする。但し、更新・改造前設備の機能分を対象とする。また、能力については、熱の利用形態に原則変更がないものとする。

〔別表 3〕

第 5 条に定める補助金の額は次のとおりとする。

算 定 方 法
1. 補助対象経費の区分ごとに、下記 2. の補助率を乗じた額の合計額とし、 下記 3. の額を限度とする。
2. 補助率 補助率 1 / 3 以内
3. 1 補助事業当たりの上限額 1.8 億円 / 1 補助事業